

# 一般財団法人自動車検査登録情報協会 自動車情報管理センター 証明書情報集約サービス 提供時間に関する細則

- 第1条 目的
- 第2条 提供時間
- 第3条 提供の制限
- 第4条 提供時間の変更
- 附則

## (目的)

第1条 本細則は、一般財団法人自動車検査登録情報協会（以下、「自検協」といいます。）自動車情報管理センター証明書情報集約サービス利用規約（以下、「利用規約」といいます。）第5条に基づいて、その提供時間に関して必要な事項を定めることを目的とします。

## (提供時間等)

第2条 証明書情報集約サービスの提供時間等は、次の通りです。

区 分		時 間
通 常	平日	午前8時～午後5時 <sup>注3</sup>
月 末	月末6稼働日（月末土曜日 <sup>注1</sup> を含む）	午前8時～午後8時 <sup>注3・注4</sup>
3月特定日	関係団体に諮った上で自検協が特定する日 <sup>注2</sup>	午前8時～午後5時 <sup>注4</sup>
上記を除く土曜日、日曜日、祝日 年末年始（12月29日から1月3日）		休止（休業日）

注1 月末土曜日とは、当月の最終土曜日を指します。ただし、最終土曜日以降の当月内に平日がない月の場合は、前週の土曜日を月末土曜日として稼働します。

注2 自検協は、3月特定日を、前年12月末日までに各種媒体を通じて周知します。

注3 ご請求や申込書類の記載方法についてのご質問及び証明書情報の照会等の各種問合せ対応時間は、休業日以外の午前8時30分から午後5時まで（通常）、又は午後8時まで（月末土曜日を除く月末）となります。

注4 月末のうちの月末土曜日、及び3月特定日には、各種問合せ対応業務を休ませていただきます。

※ 障害連絡等緊急連絡の対応時間は、証明書情報集約サービスの提供時間と同じです。

## (提供の制限)

第3条 自検協は、第2条に規定する提供時間内であっても、利用規約第34条の規定により、証明書情報集約サービスの提供を制限することがあります。

(提供時間の変更)

第4条 自検協は、関係団体に諮った上で、証明書情報集約サービスの提供時間を変更することがあります。

2 自検協は、必要に応じて第2条に規定する提供時間以外にも、証明書情報集約サービスを提供することがあります。

附則

本細則は、自検協が情報処理業務を開始する日から効力を発するものとします。

附則

本細則は、平成17年12月26日から適用します。

附則

本細則は、平成18年9月21日から適用します。

附則

本細則は、平成19年4月17日から適用します。

附則

本細則は、平成24年4月1日から適用します。